

「知」の集積と活用の場の構築に向けた検討会開催要領（案）

第 1 趣旨

農林水産・食品産業を成長産業としていくため、現場が直面する課題を速やかに解決するための研究開発が求められている。更に、農林水産・食品分野に異分野の知識や技術を導入し、革新的な技術シーズを生み出すとともに、それらの技術シーズをスピード感を持って事業化・商品化に導き、国産農林水産物のバリューチェーンの構築に結びつける新たな産学連携研究の仕組み（「知」の集積と活用の場）づくりを行うことが必要となっている。

このため、各界の有識者から構成される検討会を立ち上げ、国内外における異分野・異業種におけるイノベーションモデル等も参考としつつ、場の構築に向けた基本構想をとりまとめる。

第 2 検討会の構成

検討会メンバーは、農林水産・食品分野と異分野に関する有識者で構成する。検討会には座長を置く。また、検討会には、座長が必要と認める者が参加できることとする。なお、検討会の委員には、座長が必要と認める者を追加できるものとする。

第 3 主な検討事項

検討会は、「知」の集積と活用の場の構築に向けた基本構想の策定及びこれに必要な国内外の調査等に関することについて実施する。

第 4 運営

- (1) 検討会の議事進行は座長が行う。座長は、委員の互選により選任するものとする。座長は、座長代理を指名することができる。
- (2) 検討会は公開とするが、企業秘密又は研究開発上の秘密に触れることになる場合等座長が必要と判断したときは、検討会を非公開とし資料等を非公表とすることができる。
- (3) 検討会の議事要旨については、会議の終了後、ホームページにより公表する。

第 5 設置期間

検討会は、設置年月日から平成27年度末まで設置する。

第 6 事務担当

検討会の事務は、一般財団法人日本総合研究所及び農林水産省技術会議事務局研究推進課産学連携室で行う。